岩手県告示第601号

公文書の管理に関する条例(令和4年岩手県条例第20号。以下「条例」という。)第45条の規定により、令和6年度における各 実施機関の行政文書等及び法人文書の管理の状況並びに歴史公文書の保存及び利用の状況の概要を次のとおり公表する。

令和7年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 実施機関別のファイル等及び法人文書ファイル等の作成数

な状態目の区へ	保存期間別の作成数							
実施機関の区分	1 年	3 年	5 年	10 年	30 年	その他	計	
知事	8, 578	21, 071	55, 474	11, 310	7, 613	1, 385	105, 431	
議会	22	48	269	52	49	2	442	
教育委員会	4, 013	5, 614	17, 812	1, 560	1, 325	236	30, 560	
公安委員会	3	2	4	0	1	1	11	
警察本部長	796	448	475	69	54	353	2, 195	
選挙管理委員会	2	34	230	8	40	3	317	
監査委員	39	44	102	18	33	0	236	
人事委員会	91	147	217	49	139	0	643	
労働委員会	21	48	38	2	9	0	118	
収用委員会	3	0	4	3	11	0	21	
海区漁業調整委員会	21	106	69	15	29	0	240	
内水面漁場管理委員会	7	14	228	8	10	0	267	
医療局長	489	1, 956	8, 425	634	411	9	11, 924	
企業局長	273	433	843	329	886	32	2, 796	
公立大学法人岩手県立大学	81	177	747	226	169	171	1, 571	
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	64	194	292	42	34	15	641	
岩手県土地開発公社	0	20	56	88	18	0	182	
計	14, 503	30, 356	85, 285	14, 413	10, 831	2, 207	157, 595	

- 備考1 「ファイル等」とは、条例第5条第5項に規定するファイル等をいう。以下同じ。
 - 2 「法人文書ファイル等」とは、条例第11条第2項に規定する法人文書ファイル等をいう。以下同じ。
 - 3 保存期間が1年未満のものを除いていること。
- 2 実施機関別の保存期間が満了したファイル等及び法人文書ファイル等の措置の状況

字板機用のマハ	措置の状況				
実施機関の区分	保 存	廃 棄			
知事	0	52, 012			
議会	0	382			
教育委員会	0	20, 926			
公安委員会	0	0			
警察本部長	0	0			
選挙管理委員会	0	143			
監査委員	0	185			
人事委員会	0	17			

労働委員会	0	101
収用委員会	0	4
海区漁業調整委員会	0	70
内水面漁場管理委員会	0	0
医療局長	0	8, 462
企業局長	0	867
公立大学法人岩手県立大学	0	1, 217
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	0	481
岩手県土地開発公社	0	0
≅ †	0	84, 867

- 備考1 「保存」とは、条例第8条第1項又は第11条第4項の規定により一般の利用に供するための保存の措置を講ずることをいう。
 - 2 「廃棄」は、保存期間が1年未満のものを除いていること。
- 3 ファイル等及び法人文書ファイル等の紛失及び誤廃棄の件数 該当なし
- 4 実施機関別の歴史公文書の廃棄数及び年度末の保有数

実施機関の区分	廃棄数	年度末の保有数
知事	0	29, 958
議会	0	0
教育委員会	0	0
公安委員会	0	0
警察本部長	0	0
選挙管理委員会	0	0
監査委員	0	0
人事委員会	0	0
労働委員会	0	0
収用委員会	0	0
海区漁業調整委員会	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0
医療局長	0	0
企業局長	0	0
公立大学法人岩手県立大学	0	0
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	0	0
岩手県土地開発公社	0	0
計	0	29, 958

5 実施機関別の歴史公文書の利用請求の件数

実施機関の区分	件 数
知事	32
議会	0
教育委員会	0

公安委員会	0
警察本部長	0
選举管理委員会	0
監査委員	0
人事委員会	0
労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
医療局長	0
企業局長	0
公立大学法人岩手県立大学	0
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	0
岩手県土地開発公社	0
計	32

6 歴史公文書の利用請求に対する処理の状況

利用請求	ドの件数						
前年度からの	当該年度中の	計			処理の状況		
繰越件数	請求件数		全部利用	一部利用	利用制限	取下げ	処理中
4	32	36	17	19	0	0	0

備考 「利用制限」とは、条例第18条第2項の規定により利用請求に係る歴史公文書の全部を利用させないことをいう。

7 実施機関の決定又は不作為に対する審査請求の件数及び処理の状況並びにその概要

該当なし

8 訴訟の状況

該当なし

9 公文書の管理に関する研修の実施状況

実施機関	概要	実施回数	受講者数
知事	新採用職員研修(4月期) (文書の取扱い①)	2	150
知事	新採用職員研修(10月期)(文書の取扱い②)	3	152
知事	新任担当課長等研修(文書管理について)	3	159
知事	文書事務基礎研修	4	274
公立大学法人岩手県立大学	法人文書の適切な管理及び保存について	1	15

備考 実施機関が知事である研修の受講者数には、他の実施機関の職員を含むものがあること。